

衆議院法務委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 4 月 28 日（金）、第 14 回の委員会が開かれました。

- 1 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案（内閣提出第 48 号）
 - ・宮崎政久君外 3 名（自民、維新、公明、国民）提出の修正案について、提出者沢田良君（維新）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案について、齋藤法務大臣及び政府参考人並びに修正案提出者宮崎政久君（自民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・原案及び修正案に対し、藤原崇君（自民）、米山隆一君（立憲）、沢田良君（維新）、日下正喜君（公明）及び本村伸子君（共産）が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、維新、公明、国民 反対－立憲、共産）
（質疑者） 牧原秀樹君（自民）、大口善徳君（公明）、寺田学君（立憲）、沢田良君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

牧原秀樹君（自民）

- （1） 本法案が名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案のような事案を二度と発生させないものとなっていることの確認
- （2） 本法案が仮放免中の外国人の犯罪の減少につながるか否かについての法務大臣の見解
- （3） 本法案が保護すべき人を保護するものとなっていることの確認

大口善徳君（公明）

- （1） 本法案及び修正案の内容
- （2） 改正法施行時に既に退去強制令書が発付された者について新たなガイドラインに基づき在留特別許可の判断を行うに当たっては不法滞在期間が否定的に評価されることがないことの確認
- （3） 修正協議の経緯及び結果についての修正案提出者の見解

寺田学君（立憲）

外国人に関する諸問題について将来の日本社会の在り方と併せて与野党が継続的に議論する必要性についての法務大臣の見解

沢田良君（維新）

- （1） 難民認定手続に係る日本維新の会の修正提案の本修正案への反映状況
- （2） 監理措置制度に係る日本維新の会の修正提案の本修正案への反映状況
- （3） 本法案に関わった職員等への法務大臣の所感

鈴木義弘君（国民）

- (1) 入管行政をめぐる問題については出入国在留管理庁だけではなく立法を担う政治の側にも責任があるとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 法改正によらない入管行政の運用の変更が外国人を翻弄することとなる懸念に対する法務大臣の見解
- (3) 政府全体で外国人政策に取り組むことについての法務大臣の決意

本村伸子君（共産）

- (1) 子供に対する在留特別許可
 - ア オーストラリアで不法滞在中に生まれて同国の国籍を取得した子のいるインドネシア人夫婦を国外退去処分としたオーストラリア政府の決定は自由権規約違反であるとした国連自由権規約委員会決定の内容
 - イ 上記アの国連自由権規約委員会決定の含意を汲み取って我が国の入管行政に生かす必要性
 - ウ 両親の帰国を条件に子供に在留特別許可を与える旨を教示する運用を出入国在留管理庁が行っている事実の有無
 - エ 上記ウのような運用は児童の権利に関する条約や自由権規約に違反するとの意見に対する法務大臣の見解
- (2) 出身国情報
 - ア ミャンマーのヤンゴンにおけるロヒンギャ殺害の事実についての外務省の把握状況
 - イ 日本に退避した在アフガニスタン日本大使館の現地職員らが外務省から促されて帰国したとの報道の真偽